こどもみらい住宅支援事業補助金交付規程

こどもみらい住宅支援事業事務局

第1 通則

こどもみらい住宅支援事業事務局(以下、「事務局」という。)が、こどもみらい住宅支援事業(以下、「本事業」という。)に係る事務事業として、こどもみらい住宅支援事業補助金交付要綱(令和3年12月20日付国住生第310号)(以下、「要綱」という。)第24に基づき要綱第4第一号及び第二号に定められた事業を行う者に交付する補助金(以下、「本補助金」という。)の交付の条件及び手続等に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、こどもみらい住宅支援事業補助金交付規程(以下、「本規程」という。)第20に定める関係法令及び関連通知によるほか、本規程の定めるところによる。

第2 目的

本規程は、要綱第25及び第26の規定に基づき、本補助金交付の条件及び手続等を定め、 もって本補助金の交付事務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

第3 交付対象

- 1 本補助金は、以下の要件のいずれも満たす事業(以下、「補助事業」という。)を対象とし、当該補助事業を行う者に交付されるものとする。
 - 一 要綱第4第一号又は第二号に定められた事業であること。
 - 二 本規程第5に定める事業者登録の登録申請以降に着工した事業であること。
- 2 本補助金は、本規程第 6 第 1 項に定める共同事業者が、以下のいずれかに該当する事業と重複する補助事業には交付されないものとする。
 - 要綱第 4 第一号に定められた新築注文住宅若しくは新築分譲住宅に該当する事業 又は同第 5 第一号(2)に定められた既存住宅の購入を伴う若しくは子育て世帯・ 若者夫婦世帯が行う同第 4 第二号に定められたリフォームに該当する事業
 - 二 本規程第8に定める申請の取下げをおこなった事業
 - 三 本規程第15第1項各号に定める交付決定の取り消しをうけた事業
- 3 本補助金は、補助対象となる住宅が、以下のいずれかに該当する事業と重複する補助事業には交付されないものとする。
 - 一 要綱第4第一号に定められた新築注文住宅又は新築分譲住宅に該当する事業

- 二 本規程第8に定める申請の取下げをおこなった事業
- 三 本規程第15第1項各号に定める交付決定の取り消しをうけた事業

第4 補助金の額

- 1 本補助金の額は、要綱第5第一号に定められた額とする。
- 2 前項の補助金の額には、国費が充当される他の補助金の交付対象に係る部分に対する 補助金の額を含めないものとする。

第5 事業者の登録

本補助金の交付の申請を行う場合、新築住宅の建築事業者及び販売事業者(宅地建物取引業者に限る。)ならびにリフォームの工事施工者(以下、併せて「住宅事業者」という。)が補助事業に着手する前に、国及び事務局(以下、「事務局等」という。)が定める「こどもみらい住宅支援事業・こどもみらい住宅事業者登録申請書」ならびに事業者の登録に必要な書類及び電磁的記録を事務局へ提出し、「こどもみらい住宅事業者」として登録を受けなければならない。

第6 補助金の交付の申請

- 1 本規程第5の規定により、「こどもみらい住宅事業者」として登録を受けた住宅事業者 (以下、「こどもみらい住宅事業者」という。)又はこどもみらい住宅事業者として登録 を受けようとする住宅事業者は、補助事業を共同して行う消費者等(以下、「共同事業者」 という。)と本補助事業について工事請負契約又は不動産売買契約、及び事務局が別途定 める「こどもみらい住宅支援事業補助金 共同事業実施規約(以下、「共同事業実施規約」 という。)」を締結し、本補助金の交付の申請(以下、「交付申請」という。)を行うもの とする。
- 2 こどもみらい住宅事業者は、補助事業が以下の各号の要件を充足したとき、交付申請を 行うことができる。
 - 一 補助事業が要綱第4第一号に該当する場合、基礎工事(杭基礎の場合は杭工事)が 完了、又は工事の出来高が、要綱第5第一号(1)に定める補助額に総戸数を乗じ た額に達すること
 - 二 補助事業が要綱第4第二号に該当する場合、補助対象となる工事が完了すること
- 3 交付の申請にあたっては、こどもみらい住宅事業者は、別表1の申請タイプごとに定めるマニュアルならびに事務局等が行なった告知・発表等(以下、「マニュアル等」という。)、 及び事務局等が定める規約等に規定する手続きに従い、補助対象期間内に、交付の申請 に必要な書類及び電磁的記録(以下、「交付申請書等」という。)を事務局に提出しなけ ればならない。

- 4 事務局は、共同事業者が次の各号に該当すると事務局が判断した場合には、本補助金を 交付しないものとする。
 - 一 過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金において、本規程第15に相当する理由で補助金の返還を求められたことのある者(団体を含む。)
 - 二 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に 規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者、不正の利益を図る目的若しくは 第三者に損害を加える目的をもって暴力団若しくは暴力団員を利用している者、 資金等の供給若しくは便宜の供与等により直接的あるいは積極的に暴力団の維持、 運営に協力し、若しくは関与している者、又は暴力団若しくは暴力団員であること を知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5 こどもみらい住宅事業者は、交付申請にあたっては、共同事業者が前項各号に定める場合に該当しないことを、マニュアル等に従い事務局に申告しなければならない。

第7 補助金の交付の決定

- 1 事務局は、こどもみらい住宅事業者から、本規程第6第1項の規定に従い本補助金の交付申請書等の提出があったときは、本規程第3各号及び第6第2項各号に定める要件その他の交付要件を満たしているかどうかについて審査を行い、また必要に応じて現地調査を行った上で、適当と認めるときは、本補助金の交付及びその額の決定(以下、「交付決定」という。)を行い、当該こどもみらい住宅事業者に対してその決定の内容及び本補助金の金額を通知する(以下、「交付決定通知」という。)。
- 2 事務局は、前項の交付決定に条件を付すことができる。

第8 申請の取下げ

交付決定通知を受けたこどもみらい住宅事業者は、当該交付決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、事務局が交付決定通知に定める期日までに申請の取下げを行うことができる。

第9 補助金の確定、請求

- 1 こどもみらい住宅事業者は、次に掲げるいずれかの方法により補助金の実績を報告し、 補助金の請求を行うものとする。
 - 一 本規程第14に定める完了報告書等を提出する方法
 - 二 本規程第8に定める申請の取下げを期日までに行わない方法
- 2 事務局は、前項の実績報告に基づき交付する補助金の額を確定し、こどもみらい住宅事業者に支払日と併せて通知する。

第10 補助金の支払い

事務局は、本規程第9第2項において指定する支払日に、こどもみらい住宅事業者の指定する口座に振り込むことによって、本補助金を支払う。

第11 補助金の還元

こどもみらい住宅事業者は、交付を受けた本補助金について、共同事業実施規約に定めた 方法により共同事業者に還元しなければならない。

第12 計画変更の承認等

- 1 こどもみらい住宅事業者は、補助事業について、次の各号に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ、事務局の承認を得なければならない。
 - 一 補助事業の内容の変更をしようとする場合
 - 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合
- 2 こどもみらい住宅事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業 の遂行が困難となった場合においては、速やかに事務局に報告してその指示を受けなけ ればならない。

第13 状況の報告

- 1 事務局は、必要があると認められるときは、こどもみらい住宅事業者に対し、補助事業 の進行状況に関する報告を求め、又はその進行状況を調査することができる。
- 2 こどもみらい住宅事業者は、これらの報告、調査等に協力しなければならない。

第14 完了報告等

- 1 補助事業が要綱第4第一号に該当する場合、こどもみらい住宅事業者は、当該住宅について共同事業者への引渡及び入居が完了した後(本規程第12第1項第二号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを除く。)、マニュアル等に定める完了報告期限内に、完了報告に必要な書類及び電磁的記録(以下、「完了報告書等」という。)を、マニュアル等に従って事務局に提出しなければならない。
- 2 こどもみらい住宅事業者は、前項の完了報告書等の提出が遅延する場合または提出ができない場合、速やかに事務局に報告の上、その指示に従わなければならない。

第15 交付決定の取り消しと返還

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、事務局は、本補助金の交付の決定を取り消し、こどもみらい住宅事業者に対して、本補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した本補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - 一 こどもみらい住宅事業者又は共同事業者が本補助金交付の決定の条件に違反した

場合

- 二 こどもみらい住宅事業者又は共同事業者が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その 他不適当な行為をした場合
- 三 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部をとりやめ た場合
- 四 こどもみらい住宅事業者又は共同事業者が補助対象工事等について国庫補助を財源とする他の補助事業と重複して補助金の交付を受け、又は受けようとした場合
- 五 補助事業が要綱第4第一号に該当する場合において、完了報告期限内に本規程第 14第1項に規定する完了報告書等が提出されない場合
- 六 前5号に掲げる場合のほか、こどもみらい住宅事業者が交付決定の内容、法令若し くは法令に基づく大臣の処分又は本規程のいずれかに違反した場合
- 2 こどもみらい住宅事業者は、前項による返還命令を受けたときは、速やかに返還しなければならない。
- 3 事務局は、こどもみらい住宅事業者に対して、第1項の返還命令の際に、本補助金受領の日から返還までの日数に応じ、返還命令の対象となる本補助金の額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき、年10.95%の割合で計算した加算金の支払い及び返還手続に要する手数料の支払いを求めることができる。

第16 経理書類の保管

こどもみらい住宅事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、これらの帳簿及び書類を本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければならない。

第17 取得財産の処分

こどもみらい住宅事業者及び共同事業者は、本補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助事業完了後10年間は国土交通大臣の承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならない(本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合を除く。)。

第18 書類の様式及び提出方法等

- 1 本規程に基づく補助事業に係る書類の様式は、別表2に定めるとおりとする。
- 2 前項に規定する書類のうち、こどもみらい住宅事業者が申請又は報告等すべきものについては、事務局に提出するものとする。

3 本事業における事務局への書類の提出は、原則として、電磁的方法により行うこととする。

第19 申請情報の変更等

こどもみらい住宅事業者(こどもみらい住宅事業者として登録を受けようとする住宅事業者を含む。以下、本条において同じ。)は、こどもみらい住宅事業者及び共同事業者の住所等の申請情報に変更が生じた場合、速やかに事務局に連絡し、その指示を受けなければならない。こどもみらい住宅事業者が本条に規定する連絡を怠ったことにより、事務局による審査・連絡ができない場合、事務局は、当該申請を無効とすることができる。また、上記変更及び申請の無効によって生じたこどもみらい住宅事業者その他の者の損害等に対し、事務局等は、事務局等の故意又は重過失に起因する場合を除き、一切の責任を負わないものとする。なお、変更がなされた場合であっても、変更に係る手続きには一定の期間を要するため、変更前の情報にて手続等が行われる場合があるものとする。

第20 運営

- 1 補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行わなければならない。
 - 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年9月26日 付政令第255号)
 - 二 国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年12月21日付総理府令・建設省令 第9号)
 - 三 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて(平成20年12 月22日付国住総第185号)
 - 四 こどもみらい住宅支援事業補助金交付要綱(令和3年12月20日付国住生第3 10号)
 - 五 その他関連通知等に定めるもの
- 2 本事業の事務は、事務局が行う。

第21 免責

- 1 事務局等は、本事業に関して、こどもみらい住宅事業者(こどもみらい住宅事業者として登録を受けようとする住宅事業者を含む。以下、本条において同じ。)に生じたあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとする。ただし、事務局等の故意又は重過失によるものである場合には、事務局等は、当該こどもみらい住宅事業者に直接かつ現実に生じた損害に限り、責任を負うものとする。
- 2 事務局等は、本事業に関して、こどもみらい住宅事業者と、第三者との間に生じた紛争 やあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとする。
- 3 事務局は、こどもみらい住宅事業者が使用する通信回線、事務局が交付申請及び完了報

告のために提供するWEBシステムの事故、軋轢、混雑または業務の停止等によるこどもみらい住宅事業者等の損害等に対していかなる義務も負わないものとする。

第22 個人情報の管理

- 1 事務局は、本事業の運営にあたり、プライバシーポリシーに従い、こどもみらい住宅事業者 (こどもみらい住宅事業者として登録を受けようとする住宅事業者を含む。以下、本条において同じ。)等から提出された個人情報について、本事業の事務の遂行のために利用し、また個人情報データベースへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩等防止に関する適切な措置を行い、その見直しを継続して図ることにより、個人情報の保護に努めるものとする。
- 2 事務局が本事業を通じて取得した個人情報は、事務局が国から本事業に係る補助金の 交付を受けた年度終了後5年間保存し、本事業の目的の範囲内で国土交通省の求めに応 じて報告するほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補 助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供するものとする。
- 3 事務局等は、第1項の個人情報に係る個人属性を統計的に処理したデータを公表する ことができるものとする。
- 4 事務局等は、取得した情報について、本事業に関するアンケート調査に利用すること、本規程第15第1項第四号に該当した場合に国の補助事業の所管先に提供すること、本規程第15第1項第四号に該当する事実の確認、調査のために国庫補助を財源とする他の補助事業の所管先に提供し、その確認作業を情報の提供先と共同して行うことができるものとする。
- 5 こどもみらい住宅事業者は、提出する個人情報が本条の規程に従い、利用、保持又は開示されることについて、当該個人情報の本人から承諾を得るものとする。

第23 専属的合意管轄裁判所

本事業に関して、事務局とこどもみらい住宅事業者(こどもみらい住宅事業者として登録を受けようとする住宅事業者を含む。)との間に生じた紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第24 事業の内容変更・終了

事務局は、国との協議に基づき、本事業を終了、停止又は本事業の事業内容の変更を行うことができるものとします。この場合、事務局等は、本事業の終了、停止、又は事業内容の変更等によってこどもみらい住宅事業者(こどもみらい住宅事業者として登録を受けようとする住宅事業者を含む。)等に何らかの損害等が生じた場合であっても、当該損害等が事務局等の故意又は重過失に起因するものでない限り、一切の責任を負わないものとします。

第25 本規程の変更

事務局は、本規程を変更する必要があると認めるときは、要綱第26に定める国土交通大臣の承認を受けて、本規程を変更できるものとする。事務局が本規程を変更するときは、あらかじめ変更の7日前までに、本事業に係るウェブサイト等により、本規程の変更をする旨、変更内容及び変更の効力発生時期を周知するものとする。ただし、上記に関わらず、当該変更がこどもみらい住宅事業者及び共同事業者一般の利益に適合するとき、又は緊急の必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合には、周知期間を短縮し、又は変更の効力発生後速やかに上記の方法において周知することができるものとする。変更後の本規程については、事務局が定めた効力発生時期より、効力を生じるものとする。

第26 雑則

本規程に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項については、マニュアル等に定める ものとする。

附則

この規程は、令和4年1月11日から適用する。

別表1 申請タイプ表

A	注文住宅の新築
В	新築分譲住宅の購入
С	リフォーム (戸別)
D	リフォーム(一括)

別表 2 書類の様式

	書 類 名 称	番号
	こどもみらい住宅支援事業補助金 こどもみらい住宅事業者登録申請書	様式1
事業者登録		
	こどもみらい住宅支援事業補助金 交付申請書	様式 2
	こどもみらい住宅支援事業補助金 共同事業実施規約 (新築用)	様式3
交付申請	こどもみらい住宅支援事業補助金 共同事業実施規約(リフォーム用)	様式 4
文刊中 间	こどもみらい住宅支援事業補助金 交付決定通知書	様式 5
	こどもみらい住宅支援事業補助金 実績報告書(兼、請求書)	様式 6
実績報告	こどもみらい住宅支援事業補助金 交付額確定通知書	様式 7
天順報百		
	こどもみらい住宅支援事業補助金 取り下げ申請書	様式8
	こどもみらい住宅支援事業補助金 財産処分承認申請書	様式 9
その他	こどもみらい住宅支援事業補助金 工事出来高確認書	様式 10
	こどもみらい住宅支援事業補助金 耐震改修証明書	様式 11